

総合事業における訪問介護型サービス等の報酬改正について

仙台市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問介護型サービス、通所介護型サービス、生活支援訪問型サービス及び生活支援通所型サービスに関して、平成30年2月9日付事務連絡「介護予防・日常生活支援総合事業における「国が定める単価」について」の内容に基づき、下記のとおり報酬改正を行います。

記

1. 改正日 平成30年10月1日

2. 改正内容

従来相当サービス（旧介護予防訪問・通所介護相当のサービス）

（1）訪問介護型サービス

① 「生活機能向上連携加算（Ⅰ）・（Ⅱ）」の新設

	内 容
改正概要	指定介護予防訪問・通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、効果的なサービス提供を行った場合を評価する加算を新設する。
算定基準	仙台市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問介護型サービス、通所介護型サービス、生活支援訪問型サービス及び生活支援通所型サービスに要する費用の額の算定に関する要綱（以下、「報酬要綱」という。） 別表第2のとおり ※平成30年度介護報酬改定後の指定訪問介護の取り扱いに準ずる。
基準解釈	平成30年度介護報酬改定後の指定訪問介護の取り扱いに準ずる。

② 「同一建物等居住者に係る減算」の一部要件の変更

	内 容
改正概要	減算が適用となる建物の範囲を変更する（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の建物に限定しない）
算定基準	報酬要綱 別表第2のとおり ※減算適用の建物の範囲は平成30年度介護報酬改定後の指定訪問介護の取り扱いに準ずる。
基準解釈	●減算適用の建物の範囲は平成30年度介護報酬改定後の指定訪問

	介護の取り扱いに準ずる。 ●その他基準の解釈については従来の内容と変更なし。
--	---

(2) 通所介護型サービス

① 「生活機能向上連携加算」の新設

	内 容
改正概要	指定介護予防訪問・通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、効果的なサービス提供を行った場合を評価する加算を新設する。
算定基準	報酬要綱 別表第3のとおり ※平成30年度介護報酬改定後の指定通所介護の取り扱いに準ずる。
基準解釈	平成30年度介護報酬改定後の指定通所介護の取り扱いに準ずる。

② 「栄養改善加算」に係る一部要件の変更

	内 容
改正概要	他の介護事業所、医療機関又は栄養ケアステーションとの連携により管理栄養士を確保している場合、栄養改善加算の算定を可能とする。
算定基準	報酬要綱 別表第3のとおり ※平成30年度介護報酬改定後の指定通所介護の取り扱いに準ずる。
基準解釈	平成30年度介護報酬改定後の指定通所介護の取り扱いに準ずる。

③ 「栄養スクリーニング加算」の新設

	内 容
改正概要	利用開始時及び6か月ごとに利用者の栄養状態を確認し、介護予防ケアマネジメントの担当者に情報提供した場合を評価する加算を新設する。
算定基準	報酬要綱 別表第3のとおり ※平成30年度介護報酬改定後の指定通所介護の取り扱いに準ずる。
基準解釈	平成30年度介護報酬改定後の指定通所介護の取り扱いに準ずる。

緩和型サービス（旧介護予防訪問・通所介護より緩和された基準によるサービス）

(1) 生活支援訪問型サービス

① 「生活機能向上連携加算（Ⅰ）・（Ⅱ）」の新設

	内 容
改正概要	指定介護予防訪問・通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、効果的なサービス提供を行った場合を評価する加算を新設する。
算定基準	報酬要綱 別表第4のとおり ※平成30年度介護報酬改定後の指定訪問介護の取り扱いに準ずる（「サービス提供責任者」とあるのは「管理者又は訪問事業責任者」と読み替えるものとする）
基準解釈	平成30年度介護報酬改定後の指定訪問介護の取り扱いに準ずる。

② 「事業所等連携加算」に係る基準の文言変更

	内 容
改正概要	予防給付以外のサービスとの連携をより意識するよう、基準の文言を変更する。
算定基準	生活支援訪問型サービス事業所が、通所介護型サービス事業所、生活支援通所型サービス事業所、介護予防サービス事業所、その他インフォーマルサービスを提供する者等と連携し、利用者の自立支援に資する情報の共有を行っている場合は、1月につき所定単位数を加算する。
基準解釈	算定にあたっては、次の点に留意すること。 ① 情報共有の頻度は概ね1月に1回以上とし、利用者の心身状態の評価や解決すべき課題、自立に向けて必要となる支援内容等について共有を行うこと。なお、連携する事業所等の数は問わない ② 情報共有にあたっては、情報の提供及び収集を行うこと。 ③ 情報を共有した場合には、共有した日時、内容、相手方等を具体的に記録し、必要に応じて個別サービス計画に反映させること。なお、情報共有するための方法は問わない（会議や電話、文書による照会等）。

(2) 生活支援通所型サービス

① 「生活機能向上連携加算」の新設

	内 容
改正概要	指定介護予防訪問・通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、効果的なサービス提供を行った場合を評価する加算を新設する。

算定基準	報酬要綱 別表第5のとおり ※平成30年度介護報酬改定後の指定通所介護の取り扱いに準ずる（「個別機能訓練計画」とあるのは「運動器機能向上計画（専門的なサービスを提供しない事業所の場合は個別サービス計画）」と読み替えるものとする）
基準解釈	平成30年度介護報酬改定後の指定通所介護の取り扱いに準ずる。

② 「栄養改善加算」に係る一部要件の変更

	内 容
改正概要	他の介護事業所、医療機関又は栄養ケアステーションとの連携により管理栄養士を確保している場合、栄養改善加算の算定を可能とする。
算定基準	報酬要綱 別表第5のとおり ※平成30年度介護報酬改定後の指定通所介護の取り扱いに準ずる
基準解釈	平成30年度介護報酬改定後の指定通所介護の取り扱いに準ずる。

③ 「口腔機能向上加算」に係る一部要件の変更

	内 容
改正概要	他の介護事業所や医療機関等との連携により言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を確保している場合、口腔機能向上加算の算定を可能とする。
算定基準	●当該事業所の従業者として又は外部との連携により言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上確保していること。 ●その他基準については従来の内容と変更なし。
基準解釈	●外部（他の介護事業所や医療機関等）との連携方法については、上記「栄養改善加算」の取り扱いに準ずることとする。 ●その他基準の解釈については従来の内容と変更なし。

④ 「栄養スクリーニング加算」の新設

	内 容
改正概要	利用開始時及び6か月ごとに利用者の栄養状態を確認し、介護予防ケアマネジメントの担当者に情報提供した場合を評価する加算を新設する。
算定基準	報酬要綱 別表第5のとおり ※平成30年度介護報酬改定後の指定通所介護の取り扱いに準ずる
基準解釈	平成30年度介護報酬改定後の指定通所介護の取り扱いに準ずる。

⑤ 「事業所等連携加算」に係る基準の文言変更

	内 容
改正概要	予防給付以外のサービスとの連携をより意識するよう、基準の文言を変更する。
算定基準	生活支援通所型サービス事業所が、訪問介護型サービス事業所、生活支援訪問型サービス事業所、介護予防サービス事業所、その他インフォーマルサービスを提供する者等と連携し、利用者の自立支援に資する情報の共有を行っている場合は、1月につき所定単位数を加算する。
基準解釈	算定にあたっては、次の点に留意すること。 ① 情報共有の頻度は概ね1月に1回以上とし、利用者の心身状態の評価や解決すべき課題、自立に向けて必要となる支援内容等について共有を行うこと。なお、連携する事業所等の数は問わない ② 情報共有にあたっては、情報の提供及び収集を行うこと。 ③ 情報を共有した場合には、共有した日時、内容、相手方等を具体的に記録し、必要に応じて個別サービス計画に反映させること。 なお、情報共有するための方法は問わない（会議や電話、文書による照会等）。

3. 留意事項

- 平成30年2月9日付事務連絡の内容を確認し、改正の趣旨を把握したうえでサービス提供にあたってください。
- 報酬改正に伴い、報酬要綱が改正されているため、必ず要綱の内容を確認したうえでサービス提供にあたってください。
- 今回の改正は平成30年度介護報酬改定に準ずる形での改正となっているため、平成30年度介護報酬改定における指定訪問介護及び指定通所介護の報酬基準や留意事項通知等も確認したうえでサービス提供にあたってください。
- 加算の新設に伴い、給付体制届等の提出が必要となる場合があるため、以下のホームページを必ずご確認ください。

ホーム>事業者向け情報>福祉・医療>福祉>高齢者施設・介護保険などサービス>介護予防・日常生活支援総合事業(事業者向け)>訪問介護型サービス・通所介護型サービス・生活支援訪問型サービス・生活支援通所型サービス>平成30年10月からの報酬改正について

- 改正に伴い、報酬請求に使用する請求コードが変更（追加）となる予定です。コードの変更にあたり、請求システムへの取り込み作業等が発生する見込みとなりますので、コードの内容が決まり次第、別途周知させていただきます。

以 上